

半田市訓令第七号

庁中一般

半田市事務決裁規程（昭和四十五年半田市訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月十五日

半田市長 久世孝宏

第二条第八号中「岩滑こども園及び」を「亀崎幼稚園、岩滑こども園、」に改め、「板山こども園の園長」の下に「、半田市立学校設置条例（昭和二十九年半田市条例第三十五号）に規定する幼稚園の園長」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。